

京都市告示第 299 号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成21年10月27日

京都市長 門川大作

1 要保護児童対策地域協議会の名称

京都市山科区要保護児童対策地域協議会

2 要保護児童対策調整機関の名称

京都市山科区役所福祉部支援課（子ども支援センター）

3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市山科区役所福祉部	第1号
京都市山科区役所保健部	第1号
京都市教育委員会生徒指導課	第1号
山科警察署	第1号
京都市立東総合支援学校	第1号
京都市立桃陽総合支援学校	第1号
京都市桃陽病院	第1号
山科区内の京都市立中学校	第1号
山科区内の京都市立小学校	第1号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都市鏡山保育所	第1号
京都市児童福祉法等施行細則第14条に基づき 認可された山科区内の保育園	第2号
京都市山科区社会福祉協議会	第2号
平安養育院	第2号
ヴェインテ	第2号
京都市東部障害者地域生活支援センター「らくとう」	第2号
洛和日ノ岡児童園	第2号
NPO法人 山科醍醐こどものひろば	第2号
きつずる一む おおやけ (つどいの広場)	第2号
財団法人 京都市青少年活動センター	第2号
社団法人 山科区医師会	第2号
社団法人京都市私立幼稚園協会(山科地区代表)	第2号
山科区内の児童館	第2号又は第3号
山科区民生児童委員会	第3号
山科保健協議会連合会	第3号
山科少年補導委員会	第3号
山科地区保護司会	第3号
山科地域女性連合会	第3号
京都市昼間里親規則に基づき登録された山科区 内の昼間里親	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(京都市山科区役所福祉部支援課)